

被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱

平成 27 年 12 月 25 日	教育長決定
平成 29 年 1 月 12 日	一部改正
平成 29 年 12 月 28 日	一部改正
平成 31 年 2 月 28 日	一部改正
令和 元年 12 月 11 日	一部改正
令和 2 年 11 月 13 日	一部改正
令和 3 年 11 月 25 日	一部改正
令和 5 年 12 月 15 日	一部改正

1 総則

被災児童生徒就学支援等事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日 文部科学大臣裁定）、被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）実施要領（平成 27 年 4 月 9 日 文部科学大臣裁定）、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）実施要領（平成 28 年 11 月 30 日 文部科学大臣裁定）及び北海道補助金等交付規則（昭和 47 年 北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 交付の目的

本交付金は、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律 40 号）第 2 条第 1 項に規定する災害で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 2 項及び第 3 項の市町村を定める政令（平成 23 年政令 127 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する区域での災害とする。以下同じ。）又はその他大規模災害による被災を起因とした経済的理由により就学困難な幼児、児童又は生徒に対して、必要な援助を行った市町村（以下「交付対象者」という。）の負担を支援することにより、教育機会の確保に資することを目的とする。

3 交付対象となる大規模災害の範囲

大規模災害とは、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）実施要領（平成 28 年 11 月 30 日 文部科学大臣裁定）の第 2 の規定により文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める次の災害をいう。

- (1) 令和元年台風第 19 号
- (2) 令和 2 年 7 月豪雨

4 交付対象事業

(1) 被災児童生徒就学援助事業（東日本大震災）

交付対象者が、東日本大震災により被災し就学困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者等に必要な就学援助を実施する事業（就学予定者が対象となる経費は、新入学児童生徒学用品費等に限る。）

(2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（東日本大震災）

交付対象者が、東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故による被災地域（以下「原子力災害被災地域」という。）において被災し、特別支援学校及び特別支援学級等への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、特別支援学校及び特別支援学級等への就学のために必要な援助を実施する事業

(3) 被災児童生徒就学援助事業（大規模災害）

交付対象者が、大規模災害により被災し就学困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者等に必要な就学援助を実施する事業（就学予定者が対象となる経費は、新入学児童生徒学用品費等に限る。）

(4) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（大規模災害）

交付対象者が、大規模災害により被災し特別支援学校及び特別支援学級等への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、特別支援学校及び特別支援学級等への就学のために必要な援助を実施する事業

5 交付対象経費

(1) 被災児童生徒就学援助事業（東日本大震災）及び被災児童生徒就学援助事業（大規模災害）

学用品費等、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費、医療費

(2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（東日本大震災）及び被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（大規模災害）

特別支援学校等への就学に必要な経費を軽減する特別支援教育就学奨励事業に係る所要経費

6 交付対象経費の限度額及び交付額

(1) 被災児童生徒就学援助事業（東日本大震災）

ア 交付対象経費の限度額は、要保護児童生徒援助費補助金の各事業における予算単価等を踏まえ文部科学省が定める額に、当該市町村の対象者数を乗じて得た額とする。

イ 交付対象経費の10分の10以内（千円未満を切り捨てた額）を交付額とする。

(2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（東日本大震災）

ア 交付対象経費の幼児児童生徒ごとの限度額は、特別支援教育就学奨励費補助金の各事業における予算単価を踏まえ文部科学省が定める額とする。

イ 交付対象経費の10分の10以内（千円未満を切り捨てた額）を交付額とする。

(3) 被災児童生徒就学援助事業（大規模災害）

ア 交付対象経費の限度額は、要保護児童生徒援助費補助金の各事業における予算単価等を踏まえ文部科学省が定める額に、当該市町村の対象者数を乗じて得た額とする。

イ 交付対象経費の3分の2以内（千円未満を切り捨てた額）を交付額とする。

(4) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（大規模災害）

ア 交付対象経費の幼児児童生徒ごとの限度額は、特別支援教育就学奨励費補助金の各事業における予算単価を踏まえ文部科学省が定める額とする。

イ 交付対象経費の3分の2以内（千円未満を切り捨てた額）を交付額とする。

7 交付の申請

交付金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、別に定める期日までに補助金等交付申請書（教育第1号様式（平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号に定める様式をいう。以下「教育第〇号様式」について同じ。））に別に定める書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

8 交付の決定

教育長は、交付金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金の交付の決定をするものとする。

9 交付の条件

交付対象者に交付金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達）の第 1 号様式に定める交付条件のほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 交付対象事業の内容を変更するときは、教育長の承認を受けなければならない。ただし、交付金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではない。
- (2) 交付対象事業に係る経理状況や支給事務に関する事項を明らかにする書類を備え、交付金の授受に関する全ての関係書類とともに、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。

10 交付の変更

- (1) 交付対象者は、8 の交付の決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業等変更承認申請書（教育第 17 号様式）に別に定める書類を添付して教育長に提出し、その承認を得なければならない。
- (2) 教育長は、(1) の変更承認申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。
- (3) 教育長は、(2) の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。
- (4) 教育長は、交付金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び条件を交付対象者に通知するものとする。

11 交付金の概算払

交付対象者は、交付金の概算払を受けようとするときは、別に定める期日までに補助金等概算払申請書（教育第 21 号様式）を教育長に提出しなければならない。

12 実績の報告

交付対象者は、交付対象事業が完了した日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 4 日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（教育第 24 号様式）に別に定める書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

13 額の確定及び通知

教育長は、12 の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

14 交付金の返還

教育長は、13 の規定による交付金の額の確定をした場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

15 交付決定の取消等

- (1) 教育長は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、8 に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

ア この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。

イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく教育長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(2) 教育長は、(1)の取消し又は変更を行った場合には、交付した交付金のうち当該取消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(3) 教育長は、交付金の交付の決定を取消し又は変更したときは、速やかにその旨を交付対象者に通知するものとする。

16 補則

この要綱に定めるほか、交付金の交付に関し必要な事項は、学校教育監が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 12 日から施行し、平成 28 年 4 月 14 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 28 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 28 日から施行し、平成 31 年 1 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 11 日から施行し、令和元年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 13 日から施行し、令和 2 年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 25 日から施行し、令和 3 年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 15 日から施行し、令和 5 年度予算に係る交付金から適用する。